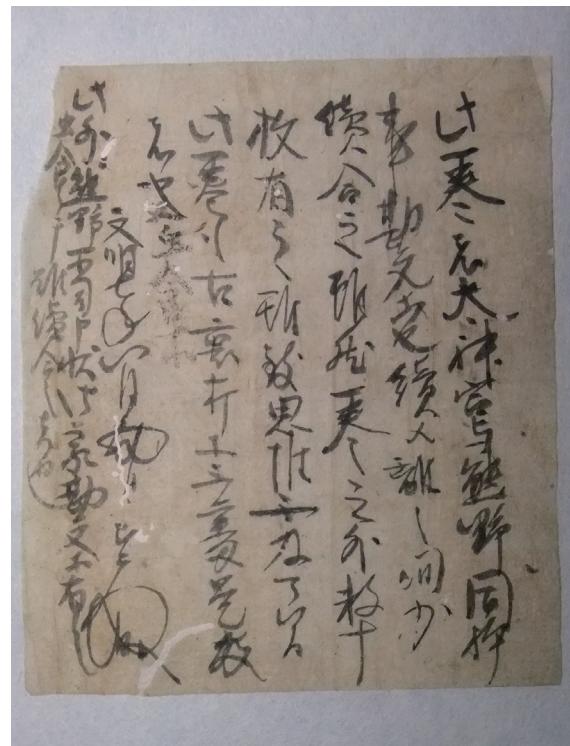
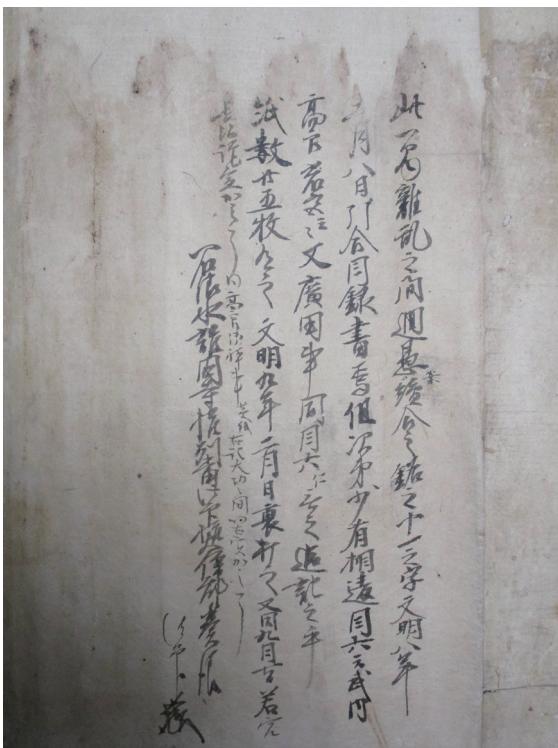


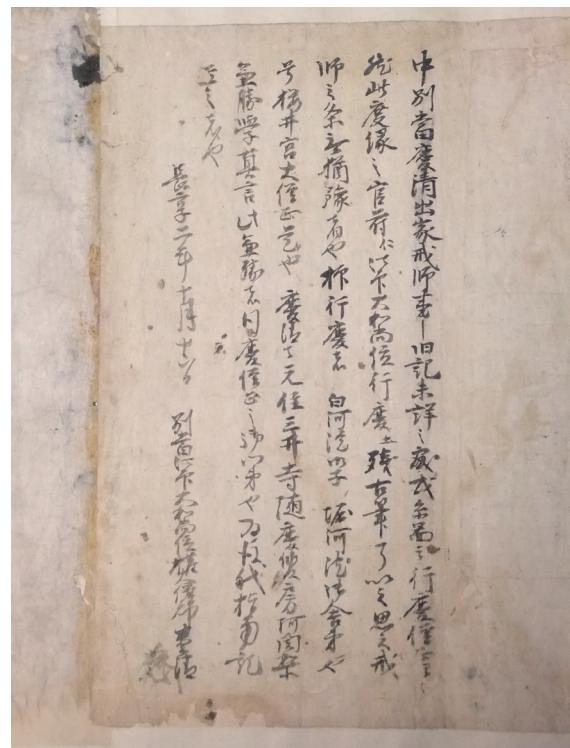
【口絵A】桐8-1 奏清奥書



【口絵B】桐8-① 奏清押紙



【口絵C】桐9-5 奏清奥書



【口絵D】杉3-2 奏清裏打書

戦国時代の古文書修理 —石清水八幡宮社務検校・田中奏清の場合—

鍛代 敏雄

Old documents repairing in the Warring States period
—In case of Tanaka sousei shamu-kengyo in Iwashimizu-hachimangu shrine—

KITAI Toshio

キーワード: 戦国時代 石清水八幡宮 田中奏清 古文書修理

要旨

現在、国指定重要文化財「石清水八幡宮文書」の基幹史料となっている「田中家文書」は、戦国時代、石清水八幡宮社務検校の田中奏清によって修理されていた。その修理記録の調査・研究に基づいて、修理・校訂・編修の方法や目的、その意識や思想について、はじめて考察した論考である。

本稿の成果を基盤にして、中世文書のアーカイブズ学(記録情報史料学および古文書保存管理学)の観点から、文化財学・古文書学・博物館資料論などを再構築しながら、学芸員資格課程の講義に活用していきたいと考えている。

Abstract

“Tanaka family documents” which becomes key historical sources of a national designation important cultural asset “Iwashimizu-hachimangu document” at present was repaired by Tanaka sousei syamu-kengyo in Iwashimizu-hachimangu shrine. It's the discussion considered for the first time about the purpose of repairing, revision and edit, a policy, the consciousness and a thought based on the investigation of a repairing record and study.

It's based on an outcome on writing, and I'd like to utilize for the class of the curator qualification course while reorganizing cultural asset science, paleography and museum object theory from the angle of the medieval documentary archives science (recorded information historical sources science or ancient document preservation management science).

はじめに

本稿において調査・研究の対象とする「古文書」とは、主に聖教類および古文書類を含む「石清水八幡宮文書」のうち、その基幹となる「田中家文書」所収史料である。本文では、古文書修理の歴史を概観した上で、これまで研究の希薄な戦国時代の古文書修理の実態について、社務検校職に就いた田中奏清の場合を中心に考察する。石清水八幡宮をとりまく政治・社会状況と奏清の履歴かつ業績について紹介し、具体的な修理および編修の内容とその特質に関し論証する。

前稿⁽¹⁾でも触れたように、中世古文書のアーカイブズ学の観点に基づいて、戦国時代の古文書修理にかかわる、史料

保存の考え方や記録・相伝の認識といった思想的な面からも論説してみたいと考える⁽²⁾。

I 文書修理の史的変遷

主題である戦国期、奏清の修理事業を歴史上評価するために、「田中家文書」に関する、中世・近世の編修・修理事業について概観しておきたい。すでに「石清水八幡宮文書」に関しては、別稿においてその特性を中心に整理してまとめたが⁽³⁾、保存・修理の面からそれらを要約して再説しておきたいとおもう。

石清水八幡宮所蔵「田中家文書」に関しては、鎌倉前期、戦国期、江戸前期、近代に入って、重要文化財指定に際し、

昭和・平成・令和と、今日に至るまで継続して、史料の修理および編纂が行われている⁽⁴⁾。

第一の画期は、田中道清・宗清父子の鎌倉前期の修史事業である。田中家嫡流の道清・宗清が編んだ「宮寺縁事抄」は、石清水八幡宮寺の由緒をはじめ、日記・物語・縁起・典籍・仏典・文書・和歌などについて目録化し、重要な史料を載録、抄出しながら、類別に編輯された史料集である。その背景としては、別当職および社務を統括する検校職の補任に注目しなければならない。村田正志氏は、検校・別当両職が、勝清一慶清の父子相承から弟の成清(善法寺家の祖・高野検校と号す)に移り、その後、道清に復したとされるが⁽⁵⁾、慶清・道清は検校に補任されていない。その子・宗清の場合は、善法寺祐清から弟の幸清(竹を号す)の後、別当に就き、祐清の次に検校となった。宗清が権別当一別当一検校へと昇進する次第に関し、幸清が別当職の譲渡を拒絶していたことにたいする宗清の不満や反発は、藤原定家の『明月記』元文2年(1225)3月2日条などからも汲み取ることができる。別当への昇進に約30年を要した宗清は、歌壇を通じて親交のあった藤原定家らの影響も少なくなかったとおもわれるが、まさに臥薪嘗胆のこの間に、膨大な「宮寺縁事抄」を編輯したのである。慶清の死後、田中家の家伝文書は、道清の弟・運清(「宮寺宝殿馬道間事」「石清水八幡宮史料叢書」<以下、「叢書」と略>5-228頁)の手元にあったが、道清が建久3年(1192)に運清から「責取」と奥書に見える。貴重書については一部紛失していたこと、道清の遺言や大江匡房の御詞、忸怩たる境遇もあいまって、田中家当代の「身代」(全ての資産や権利)と等しい「累祖相伝之書」「家之重宝」をあらためて編纂すべく献身したのであった。宗清の奥書、紙継目紙背の朱印や花押は、その意志の堅固さを今に伝えている⁽⁶⁾。「宮寺縁事抄」(家伝文書)がこのようななかたちで鎌倉期に編纂され、現在に遺文として相伝された点は、史上、稀有なことであり、国指定重要文化財「石清水八幡宮文書」の中核となる史料群であることはいうまでもない。

第二の画期が、戦国期、田中奏清による古文書修理である。詳細は後述するが、『続石清水八幡宮史料叢書』<以下、「続叢書」と略>(1)に収載されている「田中家文書」の目録符合「桐」「杉」「杉雜」の貴重書を通覧すると、奏清の発給・受給文書に加えて、奏清の制作にかかる裏打・巻子装、その裏打書・奥書などの校訂註記が、相当数確認できる。とくに興味深いのは、「雑乱」の記述で、史料の落丁(脱簡)や乱丁(錯簡)を確認しながら、修理・保存事業を慎重に推進したことがわかるのである。

第三の画期としては、敬清と召清による江戸前期の修理・

写本の作成が重要である。寛永9年(1632)8月、社務検校に補任された田中敬清は、「田中家文書」の巻子装に努力した家督であった。『続叢書』(1)(2)の記述の通り、裏書や署名・花押、朱印(印文「敬」の方形二重郭印)が据えられている文書が数多く確かめられる。敬清はあえて「奏清六代孫」(「筥崎宮神璽事」「桐」6-8)と記したように、戦国期の奏清による修理事業を継承する決意があったと考えられる。

また「右一巻はどち本タリ、むしの為にそこねしむるによりて、今度石清水造営の次而令拝見、うらうちをくはへ、後の代のためまきとなす所也」(「八幡筥崎宮造営材木目録」「桐」6-10)と奥書を記し、寛永10年5月23日付けで「石清水兼筥崎検校」と自署している。石清水祠官・田中家の家督は、筥崎宮の検校を兼ねていた。右の敬清自筆の奥書からうかがえる点は、寛永9年7月、徳川三代將軍家光が本社の造営を命じ、10月に上棟、12月には若宮社を新造して御正躰の仮遷座がなされた。その前年、同8年11月、「石清水八幡宮神社仏閣破損目録」を作成、堂塔伽藍を造替分・修理分・再興分に類別して、幕府に提出されていた。この間、建造物の由緒・来歴の調査がおこなわれ、あわせて筥崎宮造営関連の史料も閲覧、修理されたことが知られる。冊状の綴本に虫損が目立つので、開いて裏打ちし、巻子装して後世に遺す旨が、敬清によって註記されたのである。

將軍家の「公儀之御沙汰」(「杉雜」18、「大日本古文書家わけ四 石清水文書」<以下、「石清水」と略>3-244頁)によって遂行された寛永造営の正遷宮費用2千石が、家光から社務検校の敬清に寄進された。「田中家文書」の修理事業は、敬清の強い意志と、造営に関する史料調査と、かかる財源に担保され、推進できたということができる。

次代の召清は、善法寺幸清の実子で、敬清の養子となつた。「祠官家系図(田中)」(『石清水八幡宮史』<以下、「宮史」と略>首巻)には、「寛文年中石清水記録ヲ整理ス」と見える。社務検校の敬清は、寛永17年8月に没したが、敬清と善法寺舜清の女子との間に生まれた要清が得度すると、召清は寛文元年(1661)に家督を要清に譲渡、ついで田中家の庶子・東竹家を再興する。その際に、家格の証明とすべく、「田中家文書」の写本を作成した。現在、「當宮縁事抄」冊子本・巻子本をはじめとする「東竹家文書」の史料群が遺されている。「東竹殿記録」(「杉」5-22、未刊)の本文に「當宮縁事抄 惣目録 召清新撰」と見える。つまり、召清は、「田中家文書」を閲覧し、自ら採録、筆写、編修して、あらたに「當宮縁事抄」を編纂したことがわかる。なお、編修の後、要清に田中家の相伝文書を返却したことが明記されている。召清が東竹家の家格の証文を制作した点は疑いない⁽⁷⁾。

「田中家文書」に加えて、石清水八幡宮所蔵文書のいま一つの柱となる「善法寺家文書」の修理についての詳細は、今後の調査課題だが、『続叢書』(3)「菊大路家文書」に、善法寺央清(元禄十年<1697>社務検校)の修理記録、および八幡柴座住人の経師・甚兵衛の署判が押紙や軸内に散見されることから、この時期の修理事業は確実である。また、庶子家の新善法寺家では、新善法寺行清(正徳2年<1712>検校)が「修補」した記録が見える(『続叢書』(2)「楠」22の「長禄二年大会下行帳写」未刊、裏書に「此正文社務在之」とある)。田中家と同じように本・庶の各家で写本や修理が繰り返されていたことが知られる。

前近代における古文書の修理事業については、編纂・修復にいたった背景や経済的事情をはじめ、修理の有無や度合の認識、各時代の修理の具体的な方法などに関し、文書状態の科学的な分析を加えた上で、総合的に研究することが今後の課題である。

II 田中奏清の実績

田中奏清について「石清水八幡宮祠官系図」(『続叢書』(1)「桐」5—11)⁽⁸⁾には、次のように書かれている(読点を補う)。

童名宮若丸、寛正六年^{乙酉}十二月五日出家、師主花頂僧正、同月廿四日補權別当、同七年正月 日叙法眼、文正元年十一月 日任權少僧都、応仁二年五月廿九日叙法印、文明四年三月十五日任權大僧都、文明九年七月十日補護国寺別當、長享三年六月十日補檢校、同十二日香染勅許、准法務、

(追筆) 「明応五丙辰九月廿五日入滅、以大乘院過去帳書之」

寛正6年(1465)、奏清の得度戒師は「花頂僧正」と見える。足利義教の護持僧であった天台宗寺門派園城寺別院の花頂僧正定助(三井寺長吏)は、『満濟准后日記』に頻出しよく知られている。この定助は永享4年6月15日に70歳で入滅した。京都府立京都学歴彩館デジタルアーカイブ公開データベース「諸門跡伝一円満院」(「華頂要略」143)の「救助」の項によれば、西園寺公基の子息で足利義教の猶子である。文明13年(1481)6月13日に「円満院殿」(尊雅)が逝去し「華頂僧正相兼」(救助の兼帶)となり、のち救助は三井寺長吏に昇進したと伝える。武家伝奏を務めた広橋守光の日記『守光公記』永正14年(1517)11月11日条には、「故救助僧正」が絶家の花頂院門跡を管領したと記されている。これらを勘案すれば、この救助が奏清の師主と考えられる⁽⁹⁾。

小寺家本「石清水八幡宮略補任」⁽¹⁰⁾によって、社内祠官の昇進を照合すると、寛正6年12月に權別當、文明9年(1477)

7月に別當、長享3年(1489)6月に檢校職の宣旨を得ており、ひとしく符合する。没年については、上記系図に境内山下の宿院にあった律宗大乗院の「過去帳」をもって、明応5年(1496)9月25日と追記されている。

昇進の次第については、『石清水』3(7頁~25頁)に關係文書が収載されている。加茂在貞の奏清得度日時勘文(同776号)、後土御門天皇口宣案(778号)の石清水八幡宮護國寺權別當宣旨、同口宣案(784号)の別當宣旨がある⁽¹¹⁾。

ついで、八幡宮寺を統括する社務検校職に関し、文明18年6月25日付け後土御門天皇女房奉書(786号)によると、放生会⁽¹²⁾など、天下の御祈祷を勤仕することを誓約した奏清の申状をあげ、武家伝奏の勧修寺教秀にたいし、東山山莊の前將軍・義政による「社務職」補任の注進を命じている。奏清は、田中一門の西竹証清・北田中増清、善法寺一門の壇周清・善法寺雍清の4人の検校のもとで別當を務めた。当時の社務検校職は將軍家御師の雍清だが、田中宗家(嫡家)への社務検校職の奪還を図ったといえよう。

すでに拙稿⁽¹³⁾で述べた通り、石清水八幡宮寺の社務検校については、護國寺検校職が朝廷の宣旨、社務職に関しては將軍家の補任状をもって任命されていた。奏清の競望は、禁裏御師(祈祷師)の彼が、朝廷に請願して、朝廷が幕府方に働きかけ、東山殿義政の諒解を得た上で(787号)、長享3年6月10日付け後土御門天皇口宣案(788号)により任命されたということができる。『御湯殿上日記』長享3年6月10日条には、安禪寺恵春尼の執奏によって義政に諮詢されたとある。奏清の社務検校職は、延徳3年(1491)6月19日の検校宣下で、後継の壇庸清が襲うまでの2年間であった。

かかる奏清の社務検校職は、武家方の社務職承認の遅滯により、奏清の競望・請願から3年後になされた。注視すべきは、その斡旋者で、後花園院一宮(後土御門天皇の姉宮・安禪寺殿恵春女王)、前内大臣・中院入道妙益(通秀)、非参議・民部卿の白川忠富、社内の阿弥陀院親藝⁽¹⁴⁾といった人名が見え(789~798号)、10貫文・5貫文などと「折紙錢」(謝礼金)の額が知られる(789号)。

寛正6年の後土御門天皇口宣案(778号)には追筆「十二歳」と、文正元年の同口宣案(780号)に付箋「十三歳」、および文明4年の同口宣案(783号)には「十九歳」と後補の付箋があり、文書の註記にも同様に見える。これらに鑑みると、生年は享徳3年(1454)、没年は明応5年(1496)、享年43歳となる。

奏清の父、先の社務・田中生清は、文明14年8月18日付けで、朱の手印(5箇)を捺した譲状を書き遺している(『宮史』5—198頁・正文写真、「杉」1—13)。「讓与 田中門跡一跡事」と書出し、「一、奏清分 山上山下坊同屋敷地門跡相続

等事 ^非不是非之沙汰者也、可令相伝々々」とあり、以下、子女に遺跡を配分している。したがって、文明14年に奏清は田中門跡家の家督を父から譲与されたことが明らかで、その後、先に述べたように同18年6月に社務検校職を競望し、請願運動をおこなったのである。

文明18年9月2日、紀氏神人らが、石清水本殿瑞籬内で闇諍、内・外殿が流血し触穢とされ、廢朝五日となった。同13日に遷座のため若宮社を修理し、同15日には内殿三所の御神体を若宮に遷した(『宮史』1-405頁)。奏清はその指図入りの「遷座記」を書いており(同410頁)、若宮社内の室礼を知り得る貴重な史料となっている。文明19年2月9日付け丹後守護・一色義直宛ての幕府奉行人連署奉書(『石清水』6-177号)によれば、幕府は、諸国守護に石清水本社の造替について勧進奉加に応じるように命じたことがわかる。当時の社務検校は善法寺雍清だから、このような幕府奉行人の正文が善法寺家に伝来している。

しかし、その後、造替は執行されず、この間、放生会の催行を掲げた、奏清による社務検校職の競望がなされたということになる。結局、長享3年6月の検校宣旨を得た奏清が、同8月日付けで言上状を朝廷に提出した(『石清水』2-404号)。遅延している三所御神体の正遷座を請願し、宝殿(内殿・外殿)の造替、天下泰平・国家安全のための「収慮」を懇んだのである。

権大納言・中御門宣胤の日記『宣胤卿記』延徳元年(1489)10月16日条に権大納言・伝奏の勧修寺教秀が、宣胤の嫡男宣秀方に奉じて、二条殿(禪閣)に収覽の存否を尋ねた吉田兼俱の密奏が収載されている。その一は、「密 奏神異事」と書きはじめ、去3月25日夜亥刻、風雨雷鳴・黒雲八流が吉田社の斎場に降り、中に「光氣」があった。八神殿の前、大元宮の背後の庭上に「靈物」があり、大元宮に安置した。また今月4日戌刻、快晴の中、天より長さ3丈ばかりの「圓光一流」が降臨した。その光は大元宮の頂上を覆った。参宮したところ、ひとしく後ろの庭上に、「神器數多出現」したのである。神代の靈物かと、収覽の時宜を求めたものである。その二は、「自天上神器出現先蹤事」ではじまる同10月日付けの密奏、神武東征伝の天照大神の勅による武甕槌神の靈劍下賜の神話で、伊勢五十鈴川に天より降臨した「靈寶」の伝承が見える。そして石清水を創建した行教が宇佐宮に参籠し、神託を得て帝都の鎮護国家のために帰京、貞觀元年(859)8月23日、山崎に一宿祈願のところ、男山に「光氣自天降臨」。翌朝に奏聞、木工権允橘良立が発遣され、六宇(「三者正殿・三者礼殿」)の御殿が造立され、「本朝第二之宗廟」として崇められたとの、石清水八幡宮寺創建由緒が語

られている。神軀靈宝の収覽に関する審議があつたようだ。本社造替の請願がなされた時期と合致しており興味深い。奏清と兼俱との親交から推し測って偶然とはおもわれない。

儒・仏二教の学を修め、老莊や易学に精通した当代一の神道学者と評される吉田兼俱は、永享7年(1435)の生まれ、永正8年(1511)77歳で没している。文明18年(1486)には前將軍義政に『神道大意』を進上、吉田神道の根本經典『唯一神道名法要集』を編述したことで著名である⁽¹⁵⁾。

奏清との緊密な関係は、明応3年(1494)正月から3月、筥崎宮神体(神璽)の調進・勧請についての書状群(『石清水』2-446~460号、192~206頁)でも確かめられる。神軀勧請に関する史料は僅少で貴重なので、あえて紹介しておきたい⁽¹⁶⁾。筥崎宮の検校を兼帶する田中門跡家督の奏清は、新たに調整する御神軀について、あわせて三所の安置・御筥(唐櫃)新造・所載の神名および神号・運搬の仕方・神託・神輿新造・日時勘文などの件で、諮詢・依頼している。調進の費用は、およそ50貫文、3~40貫文は田中家雜掌が申し付け、残りはあらためて筥崎宮に用意させること。非參議・神祇大副・侍従の兼俱は、収慮を仰ぐべく、神祇伯の白川忠富には口頭で説明した。2月10日付け奏清宛ての後土御門天皇綸旨(同451号)では、筥崎宮の火災による神軀勧請と見え、兼俱に仰せ下した通り、執行せよとの下達であった。奏清は神軀調進要脚30貫文を兼俱に送り、寸法を知らせ、神輿が新造された。内部の装飾における別に10貫文程かかるという。3月5日から12日まで社内勤行、法楽など、田中坊門主・生清、田中家督・奏清、阿弥陀院・親藝、五智輪院・教濟(奏清の弟)が聴聞。12日、神輿は九州筑紫へと向かい、石清水境内の橋本から尼崎・兵庫・室へと、乗船・下着しながら下向したと記されている。

御神軀の筥崎宮への勧請に際して、天皇や將軍家の信任が厚かった、神道家・吉田兼俱の「御指南」(同452号)を得た奏清は、後土御門天皇の綸旨を仰いで、無事、筥崎宮検校の務めを果たしたのであった。経費も相当なものだったが、筥崎宮からの料足の上納をもって執行されたのである。

このような奏清の実績を顧みると、ついで論述する彼の古文書修理は、文明14年に父・生清から譲られた「山上山下坊同屋敷地門跡相続等」や、筥崎宮の公用の財源をもって充てられたものであったと考えられる⁽¹⁷⁾。

III 文書修理の記録

i 修理の年次

田中奏清による「田中家文書」の修理記録を通覧しなが

ら、その記録の特徴をまとめておきたい。今回、調査・研究する主たる史料は、「田中家文書」の根幹となる「桐」「杉」(ともに『続叢書』(1)に目録収載。以下、適宜、符合を表記し、刊本情報を註記する)と「栗」(『続叢書』(2)に所収、修理記録は「栗」1のみ)である。

まず、修理記録の年次に着目して、修理時期の傾向とその意味を探っておきたい。

管見では、奏清の墨書の初見は、文明元年(1469)6月である。「石清水宮璽御管事」(「桐」2-13、『叢書』2-453頁)所載、大治2年(1127)10月2日付け「八幡宮言上璽御管破損可修補否事」の紙継目裏に「文明元季六月日読之畢、以虫扒、次能々可勘者也」と墨書されている。紙魚を払い除けながら読み、今後、よく調べ直すことが記されている。当時、奏清は16歳であり、文書への関心はとても早熟であったといえよう。田中宗家に相伝され、父生清の手元にあった文書群に触れる機会に恵まれていたに違いない。「石清水宮璽御管破損之事」(「桐」2-6、『叢書』2-481頁)の奏清奥書、その追記に応永26年(1419)8月15日に本社内殿の「中御前御管破損」と見える。奏清にとっては生前の事象だが、将軍・内大臣の足利義持が放生会の上卿として参向したとき、神璽の御管破損が発覚、同18日には善法寺宋清は検校職を解かれ、田中融清が還補されている。

融清は奏清の曾祖父である。前掲の「石清水八幡宮略補任」をもって、田中家の社務検校補任を列記しておこう。

融清(応永7年6月、同26年8月18日)ー田中芳清(応永30年4月4日)ー田中生清(文安6年12月21日、文明7年9月26日)ー奏清(延徳3年6月19日)

田中宗家は、融清ー芳清ー生清ー奏清と家督を継いだが、その間の社務検校職については、善法寺家一門および田中家の庶流に押されていた。璽管の破損事件に関しては、融清の検校職への還補と、放生会に直接かかわる事件であったので、奏清がもっとも関心を寄せたのであろう。

次に文明2年(1470)正月の墨書がある。「宮寺縁事抄放生会四<sub>自仁安
至文治</sub>^本」(「桐」4-11、『石清水』5-331頁)の表紙端書に「此一卷雜亂之間統合了 文明二年正月日法印(花押)」と見える。文書群のうちから、初期に放生会の史料が選ばれたのには理由があった。前述の通り、奏清は12歳、寛正6年(1465)12月出家してすぐに権別当の宣下があった。この年8月14日、将軍・左大臣の足利義政は放生会の上卿として石清水に参向、翌15日には社中で神人らの訴訟を裁許している。ところが神輿が本殿に還御されたのは翌文正元年(1466)2月29日であった。ときの社務検校は将軍家御師の善法寺享清、別当は善法寺庶子家の壇周清だったか、放

生会を奉仕する神人らをコントロールできず、当年8月15日の放生会は延引、翌応仁元年(1467)4月に追行された。同年8月の放生会も延引、11月に上卿参向のない社家の沙汰として執行された。応仁2年5月奏清が法印に叙任された、その8月の放生会も延引、文明元年2月に追行、同年8月は延引。検校は駿河小路雍清・別当は平等王院勇清(ともに善法寺庶子家)が補任され、11月28日に追行するも、神輿の山上還御は12月12日であった。翌文明2年8月は沙汰なし、同3年7月3日に追行、同年8月延引、翌4年沙汰なし、同11月18日に文明3年放生会を社家の沙汰として執行した。このように延引・追行・社家沙汰といったように、応仁・文明の乱の影響は避けがたく、上卿が奉幣する朝廷祭儀としての放生会は催行されなくなった。権別当の奏清が、文明2年正月に放生会の先例に関心を持つことは至極当然であった。

同じ文明2年正月、「八幡二種御躰記破文」(「桐」8-1、『石清水』5-133頁、『叢書』2-379頁)の奏清奥書に「文明二年正月之比統之、裏打之」とある。読み合わせながら、紙を継いで、はやくから裏打をはじめていたことがわかる。また同年の奏清の筆記としては、鎌倉前期、田中宗清がはじめに編纂した「宮寺縁事抄 第一本」(「桐」1-1、『石清水』5-26頁)の裏打書に「此一卷之表雜亂之間、文明二年二月五日聚統之」と見える。先の「桐」4-11とひとしく「雜亂」を集めて継ぎ合わせたことがわかる。上記は「月日」表記であったが、ここでは「二月五日」と日付を記し、以降の先例となつた。さらに同年8月、「宮寺縁事抄仏事次第 御供奉備等事」(「桐」4-2、『石清水』5-251頁)の表紙端書に同じく「此一卷雜亂之間、文明二年八月日統之了」と書かれている。

奏清は、戦国期の放生会の現状に鑑みて、石清水八幡宮寺の神事仏事や御璽(御正躰)をはじめとする、家督相伝の「田中家文書」の中核であった「宮寺縁事抄」から閲覧をはじめた点は疑いないところである。生清の嫡男として、また近い将来に別当や社務検校に就任することを念頭において、若年ながら「田中家文書」の通読と点検、および修理をはじめたということができる。

さて、修理記の年次を通してみると、第1に文明元年に初見され、第2に文明7年から文明9年が増加、第3に文明13年から文明15年がやや増え、第4は末期の延徳2、3年に漸増している傾向が読み取れる。したがって、修理記録の年次によれば、奏清自身の何らかの意図や認識を想定する必要があるだろう。

第2期、件数のもっとも多い文明9年、その7月10日に奏清が護国寺別当に補任されている点に注目しなければならない。その内訳は、①10月「御鏡等事」(「桐」1-3)、②10月「御

鏡等事」(「桐」1-4)、③3月「八幡宮宣命告文部類」(「桐」3-5)、④10月「勸進宗清願書」(「桐」3-8)、⑤3月「宮寺縁事抄仏神事次第 御供奉備等事」(「桐」4-2)、⑥11月「宮寺縁事抄仏神事次第 御神樂次第本」(「桐」4-4)、⑦10月「皇代記 下」(「桐」5-9)、⑧2月/9月「宮寺縁事抄 第十一」(「桐」9-5)となる。別当補任以降は、①②④⑥⑦の5件で、裏打の修理記がある。①②は「御鏡等」とあるように、神鏡・神璽・御劍・社頭の摂社・末社・神饌・宗廟・延喜式神名帳不記載、本地垂迹のことなど、別当宗清が鎌倉前期に編修した「宮寺縁事抄」であった。10月4、5日に裏打、表紙が付されているが、同5日は「今日御願一切経会 式日也」を祈念し、奉斎した修理だった。④は巻末奥下の端裏書によれば、10月20日に裏打されたことが推定できる。嘉禄元年(1225)に御正躰の靈像を安置する厨子建立のための宗清勸進願文である(『石清水』2-678号)。⑥は⑤などと同じく、「桐」4-1から4-9にかけて一連の「宮寺縁事抄仏神事次第」で、前に触れた通り、奏清は文明2年には通覧していたものとおもわれる。文明9年3月と11月に裏打がなされている。とくに⑥は恒例の大節会2月上卯・11月上卯の儀式次第をはじめ、神楽歌、楽人らの職掌・所作、御神樂の託宣、公家祈祷・臨時神樂・指図など、宗清が整理した鎌倉前期までの様式がわかる重要な史料であった。祭祀が滞ってきた戦国期、朝廷儀礼・公武の祈祷としても重要な儀礼であった御神樂に関し、奏清が理解を深め、今後も継承すべき神事の第一と考えていたことが推察される⁽¹⁸⁾。

第3期、奏清は文明14年8月、父生清から田中門跡家の家督を譲られている。田中門跡家の所領を嫡男として相続した。生清の家督期、文明10年「筥崎宮一年中神事用途目録」「注文」(「桐」10-13、『石清水』2-577号)の事実書に「京進役」と見えてるので、検校職を兼帶する筑前国筥崎宮からの公用年貢が田中坊に収納されていた。文明14年・15年の修理記は、①15年3月「宮寺縁事抄 第十 伝法院絵銘」(「桐」1-8)、②14年4月「八幡山陵末社告文起(請脱カ)文等部類三」(「桐」3-3)、③14年3月「石清水八幡宮璽御管御出次第」(「桐」7-13)、④15年3月「八幡宮内外殿之間事」(「桐」7-14)、⑤15年7月「拝堂之記」(「桐」9-9)、⑥15年10月「河内国甲斐庄相伝証文 義時朝臣下知状等」(「杉」2-2、『石清水』1-379~385頁)がある。とくに興味深いのは、⑥で、石清水八幡宮寺領、田中家領莊園・河内国甲斐庄の証文関連の史料を閲覧している点である。巻頭の目録にたいし、「以上文明十五十月六日統之」「右如此雖有目錄、當時令紛失歟、相殘分少々統之畢、猶可勘」と書いている。刊本『石清水』185号・186号は後から挿入されたものであろう。185号

の正平18年(1363、北朝貞治2)11月20日付けの大河内氏儀請文について、目録末に「明応二年三月廿三日ソカ方へ写遣之」と見えるのは、奏清の追記である。宮寺領の史料だが、当初の下限である正平18年(貞治2年)の社務検校は田中庶子家の北田中超清であり、その関係で田中家に相伝されてきた北条義時請文以下の証文類を奏清が受け継いで、田中家政所の雑仕らを使役して成卷したものであろう。

第4の延徳2、3年の修理記は、前述のごとく社務検校職を競望し、延徳3年6月19日の検校宣下を得た時期である。同年に着目すると、①5月「宮寺縁事抄仏神事次第 御供奉備等事」(「桐」4-2)、②5月「宮寺縁事抄仏神事次第卷第 放生会諸禁事」(「桐」4-9)、③6月「宮寺縁事抄放生会四」(「桐」4-11)の裏打をおこなっている。年中行事の御供奉備役と、なかでも放生会の禁忌など、検校として統轄すべき朝廷祭祀の先例に関する史料を修理していたのである。

修理記の終見は「神供時采女祈詞等」(桐4-3、『石清水』1-149頁)で、明応2年(1493)3月15日に「裏打之此表仁続加之者也 奏清」とあり、延徳2年(1490)5月6日に表紙を付けたこともうかがえる。嘉禄2年(1226)の卜部兼頼注進状や神祇伯資光書状など6通を収載し成卷したのだ。ときに奏清は40歳であった。その後、修理記録は管見できない⁽¹⁹⁾。奏清の没年は明応5年(1496)9月だから、最晩年の奏清は相当衰弱していたのかも知れない。

ii 修理の方法

奏清は、先祖の宗清が編纂した「宮寺縁事抄」を通読して、初期の段階から、「雜乱」と表記したとおり、巻子の紙継目が剥がれたもの、または綴じ紐が切れて前後の順序が違っている冊子など、落丁・乱丁のある状態の史料の料紙を集め、継ぎ直し裏打して、外題を書いた表紙を付けるなどの修理をおこなっている。

そこで、かかる修理の方法がよく理解できる【口絵A】を紹介しよう。「八幡二種御躰記破文」(「桐」8-1、『石清水』5-133頁、『叢書』2-379頁)の奏清奥書である。

(合巻)
文明二年正月之比統之、裏打之、但於奥長享

二年六月打之、奥紛失、以別本可書統者也、
(合巻)
文明十年卯月十一日一反讀之、或引合余本、或以推分、
少々書統之了、後見之時、誤等可正之者也、

願以触手微功、必蒙 大菩薩冥助而已、
(田中奏清)
法印大和尚位(花押)

この修理記録によれば、文明2年(1470)から長享2年(1488)までの間、段階的に修理を行っていたことがわかる。文明2年にはじめて閲覧し、裏打をほどこした。その後、文明

10年に再び読み直し、他本と校合し、あるいは推考しながら書き足した、とある。確かに、本史料「八幡二種御躰記破文」は刊本『石清水』の校訂符合[]からも知られるように、奏清が裏打をして欠損箇所に薄墨を用いて文字を補填したところが随所に見られる。たとえば、『石清水』5—141頁11行目〔国寺(中略)行教作〕は裏打紙に墨書され、その紙背、裏打書に「一向以推量奏清続書了」と注記されており明白である⁽²⁰⁾。

奏清が書いた外題とその下に、小文字で「縁事抄第十四」とある表紙と本紙との紙継目には「文明十四年卯月廿五日表紙付之銘書之了」とある。またそれより大きい字で「元唐折双紙也 奏清成卷物了」と、奏清によって書かれている。つまり、同14年に表紙を付けて銘を入れたこと。本史料はもと「唐折」(袋綴)の冊子であったものを、奏清が開いて成巻したこと。さらに上記の奥書のとおり、長享2年に紛失していた奥に関し、別本をもって写し継ぎ加えたことが明らかとなる。『石清水』5—139頁7行目「條」以下の料紙の裏打書に「従是奥長享二年六月日裏打之奏清」と書かれており、全体の3分の2以上は、長享2年の裏打であった。

なお外題について少し補足すれば、所蔵の通番で次の「縁事抄第廿八日吉託宣并廿二社宣命」(「桐」8—2、『石清水』5—158頁)は、宗清筆の外題がある旧表紙の前に、奏清が外題を書いた新しい表紙を装丁し、見返しに日吉以下の計7社の目録を掲示している。石清水八幡宮所蔵の「田中家文書」の外題と表紙は、戦国期の奏清の代に、奏清自身が表紙に筆記して装丁したものが多く遺った点があらためて判明する。後世、表紙外題に「奏清筆也」と追記された点からも、周知されていたことがわかる(「桐」6—4、『石清水』2—90頁)。

その外にも、「雑乱」の記録はいくつか確認できる。たとえば、「宮寺縁事抄仏神事次第 御供奉備等事」(「桐」4—2、『石清水』5—251頁)の表紙端書に「此一巻雑乱之間、文明二年八月日続之了、加点者以推量加之了、其余元ノ続メニ合了」と書かれ、追記に「延徳三年五月廿五日裏打之了」と記されている。推考によって継ぎ合わせ、後に裏打している。

また「宮寺縁事抄 第一本」(「桐」1—1、『石清水』5—26頁)の裏打書には、「此一巻之表雑乱之間、文明二年二月五日聚続之、同九年二月日裏打之、分両巻、同表紙[]目六書之、為大巻[]卷了、法印奏清」とある。奏清は、もとは一巻本であった本史料の料紙が剥落し乱丁があるので、集めて継ぎ直し裏打して、なお「大巻」(太巻)を両巻に分けて、外題を書いた表紙を付けその見返しに目録を補筆している。「宮寺縁事抄 第一本」(「桐」1—2、『石清水』5—27頁)がその分巻である。奏清の両巻の表題には「本」「末」の

別があったことがわかる⁽²¹⁾。

さらに成巻の方法について、いま少し述べておきたいとおもう。後述する「太神宮与熊野山同体否事諸家之勘文」(「桐」8—1、未刊)⁽²²⁾は、折本状の痕跡、山折り・谷折りの痕跡から、もと折本状の冊子であったことがわかる。谷折り跡を中心にして左右対称の虫損の欠失によれば、折り幅は、補修箇所を考慮すると25~30cmほどと推定できる。第1紙の端裏書には「文明八年十一月十八日付之、法印奏清」と見え、巻末の奥裏書には「文明十三歳九月十三裏打之間、虫食所々書続之了、一向推申候也、 法印奏清」と記されている。平成31年度国庫補助金修理事業における(株)文化財保存の修理調査において、巻子の軸木銘が発見された。そこには「法印奏清(花押)」「文明八年十一月十九日作」と墨書きされており、表紙を付した直後、軸木を備えたことが判明した⁽²³⁾。なお、第1紙目の料紙裏にある、押紙の奏清墨書(文明7年8月4日付)に「古裏打」と見えるので、奏清以前にすでに巻状であったようだ。それを新調の軸木に巻いたものに、後年、裏打し直した点がわかったのである。

また表紙に関しては、「御鏡等事」(「桐」1—3、『続叢書』(2)—189頁)や「往古神宝等記」(「桐」2—7、『石清水』1—114頁)などから興味深い点が知られる。とくに前者の巻首裏書には「文明九年十月五日、表シヒホツケ了 法印□清」とあるので、表紙に巻子を巻く紐を備えた点がうかがえる。おそらく同時に八双(発装)も調製されたことであろう。

料紙を継いで成巻する際、紙継目の表や裏に墨書きや朱印(印文「奏清」)を据える場合もあった。たとえば、「八幡宮寺告文部類第一」(「桐」3—1、『石清水』1—1頁)では、表紙と本紙との紙継目の下部に「文明十三年三月十五日裏打之、同十九年六月此巻悉裏打之」とある。その中央部をはじめ、裏打紙の継目に「奏清」の朱印が捺されている。同じく「八幡宮寺告文部類第」(「桐」3—2、『石清水』1—90頁)にも、年月日奥の紙継目に朱印が見える。これらの紙継目裏の朱印は、鎌倉期の宗清以来の成巻・紙継の様式をひとしく継承したものであった。

IV 編纂事業

i 校訂作業

先に紹介した「宮寺縁事抄仏神事次第 御供奉備等事」(「桐」4—2、『石清水』5—251頁)の表紙端書に、奏清が「加点者以推量加之了」と書いている。この「加点」とは、文献に記入した註記のことを意味している。奏清が推考した痕跡は、随所に散見され、端書・端裏書、料紙裏書・裏打書、奥

書・奥裏書といった箇所に確認できる。かかる墨書によって、奏清の校訂の内容とその特質が知られる。

記載の上では、「以推量」「加料簡」「推分」「思惟」(「桐」8-1、同8-①など)などと見え、中には「私云」(「桐」4-4、「桐」9-5、『石清水』5-78頁)といったように明記する場合があった。同史料の裏書に「私云豈之写不審也」(『石清水』5-224頁「豈」の裏)や「私云成長者娘方之ヒト、ナレリ」(『石清水』5-225頁「成長」の裏:成人女性の「穢」の問題)などと、奏清の墨書が散見され、私見を披見するために書き残している。同じように「今案」といった註記も確かめられる。奏清が分巻した本巻「宮寺縁事抄仏神事次第 御神樂次第本」(「桐」4-4、文明9年裏打銘)と対の末巻(「桐」4-5)の「西本房田中両房」(『石清水』5-244頁)裏打書に、「今案西本房ハ慶一房田中房ハ道一ノ房歟可尋之」(刊本『石清水』はこの裏書を収録していない)と見える。

校訂作業をする際の史料の状態は、前に触れた通り、落丁・乱丁が多かった。落丁の事例は、たとえば「宮寺縁事抄仏神事次第 御供奉備等事」(「桐」4-2-10)「御節次第」の項の本紙紙継目裏書に「此表紛失之間、耀清注進本書統之」(『石清水』5-277頁)や同史料の「次祢宜一人」の裏打紙継目裏書に「此表紛失一枚之間以他本書統之」などと見え明らかである。このような状態の諸本に対しては、「余本」「他本」をもって校合し補訂し、推量をもって補填がなされている。不明な箇所は、後に「勘之」(勘案して校勘すること)とか、また誤りを「正之」(「桐」8-1)とあって、修正を後世に託している。

ついで、虫損・破損の箇所の補訂について眺めてみよう。そこで【口絵B】を参照されたい。鎌倉前期に宗清が編纂した「太神宮与熊野山同体否事諸家之勘文」(「桐」8-①、未刊)の本紙第1紙目紙背の裏打紙に、文字を伏せた状態で貼られた押紙に書かれた奏清の註記である(改行通りに翻刻し読点を付した)。押紙の法量は縦13.7cm 横11.7cm 雁皮紙。

此一巻者、太神宮与熊野同躰

事勘文等也、続メ離之間、少

統合之、雖然一巻之外數十

枚有之、雖致思惟不及了簡、

此一巻も古裏打等不審覺致

者也、又虫食等、

文明七年八月四日 奏清(花押)

此外ニ熊野所司申状御蒙勘文等有之、

虫食ニテ難統合之者也、

この奏清の墨書は、近年の石清水八幡宮研究所の調査によって発見された史料である。これによれば、当該文書の

一巻は、紙の継目が離れた際、少し継ぎ合わされていた。しかし、その外にも数十枚は落丁があるようだから推考したけれども、相当の処置には及ばなかった。古い裏打もなされているが、不審な点もあって、虫食いも多く、申状や勘文などの継ぎ合わせも叶わない状態である、と注記されている。奏清が最初に閲覧したときに、この押紙を貼り付けたものである。巻末裏には「文明十三歳九月十三裏打之間、虫食所々書統之了、一向推申候也、 法印奏清」との奥書がある。6年後に裏打される際には、虫食い箇所を補填しながら、推量を加えて校訂された点がわかる。

虫食にかかる校訂については、貞治4年(1365)野上庄八幡宮の宝璽(神跡)造進に関し、田中常清の「常清旧記」(「栗」1、『宮史』1-101頁)をもって補説しておきたい。本史料の巻末にひとしく押紙が貼られており、奏清が「文明十三年七月十八日裏打虫食所々以推分書統之了」と墨書している。重要なのは、虫損箇所の裏打紙の表面側にある奏清の追筆である。たとえば、貞治4年(1365)卯月14日付伊勢守(貞継)宛御教書(奉者「妙覚」)写が収載されているが、月日の欠損箇所に「卯月十」と奏清が追筆し、その右の行間に「歟」と見える。このように虫食部分を後補している点は校訂作業として重要である。

さらに、【口絵C】に掲示した、奏清奥書の史料「宮寺縁事抄第十一」(「桐」9-5、『石清水』5-59~84頁)に関し、校訂作業の理解を深めるために、本史料の修理記録についてやや詳しく探っておきたい。

刊本(『石清水』5-60頁)に「原本、蟲損ノトコロニ、後人ノ補筆アリ、今ソノ上下ニ[]ヲ加ヘテ原文ト区別ス」との注記がある通り、奏清は虫食箇所の裏打紙表面側に字句を補填していたことがわかる。相当数にのぼるので、実例の詳細については刊本の符合[]を参照されたい。その外、奏清による裏書・附箋・奥書に着目して興味深い内容を紹介しておこう。

その1は、裏打書。『石清水』5-64頁の「高良(中略)御躰也」の紙背には「此黃紙元無之此躰之事古筆大切之間古記之内一枚雜亂仍文明八年九月十九日統加之了 法印奏清」と裏打書がある。料紙は小切の雁皮紙(縦27.1cm 横18.2cm)だが、本史料の第1紙から第3紙までと同様、やや黄色味がかったり、雲母が少し残っている。本来この間にはなかったが、脱簡した古筆のうち本古記1枚を奏清の判断で継ぎ加えたという。またその奥に「文明十三年八月三日亥剋高良御^{キサ}帰座極樂寺御座也之時奏清彼式為拝見參彼 御躰奉安置小神殿 自幔之上見候横堅半間斗見候也宝形作ニハアラス小棟アリ此旧記ニ不違也權律師宗顕同円宗奉昇之者

也」と、後に書き加えている。高良社の遷座式の際に、御軀を安置した小神殿を拝見、本旧記の通りであったと証確を得た点をあえて註記したのである。裏打書として興味深い記述としては、「一、広田大菩薩御事 神祇權少副卜部兼頼答<sup>嘉禄二
目録十一六</sup>」(『石清水』5-80頁)の奏清裏書に、兼頼は吉田神主家庶流だったが嫡家幼少に際し代替したこと、「器用」の人だったと、吉田兼俱の「説」として書き留めている。この記述からも奏清と兼俱との親交のほどがわかる。

その2は、押紙。『石清水』5-66頁に掲出された通り、「相伝 権少僧都(花押)」と、宗清の奥書、自署・花押の据えられた料紙に継がれた後紙に「此間鳥子二枚半文字不見分非同巻歟不審破損雜乱一巻ニまきあわせて有間此間次加畢凡高良若宮事ト見ヘタリ重而可勘猶以奥書紙數書付勘尤不審ナリ」と書かれた押紙がある。料紙の切紙1紙(縦27.4 cm 横21.7cm)と2紙(2紙目は天部破損。3紙目の料紙と同様:縦27.4cm 横61.5cm)は、上記の通り「鳥子」の記されている。本紙は薄手で平滑、やや堅い感触がある。淡い黄色で鶏卵に似ているので中世では雁皮のことを鳥ノ子(斐紙の一種)と称した。もともと良質の典籍料紙であったが、室町將軍御内書や戦国大名の切紙書札などの料紙として用いられるようになった⁽²⁴⁾。

押紙に「文字不見分」の記録がある通り、紙面の墨書は摩滅しており、料紙の天部の破損が甚だしい。残っている墨書によれば、確かに「高良社事」や「若宮何御垂迹事」とあって、境内摂社の神仏由来が書かれていたようだ。また「少副卜部兼頼」と見えるが、先に触れた「神供時采女祈詞等」(桐4-3、『石清水』1-149頁)の目録や嘉禄2年(1226)11月6日付けの卜部兼頼注進状などを勘案すると、境内諸社・諸神事の諮問にたいする兼頼らの所見の返答書を編修したものであろう。

その3が奥書。すでに刊本(『石清水』5-81頁、『続叢書』1(1)-112頁)に奥書本文が掲出されているが、「大功」を「大切」と訂正するように、若干字句が異なるので、【口絵C】の奏清奥書をあらためて翻刻しておきたい(改行の通り掲出し読点・中黒を付す)。

此一巻雜亂之間、廻愚^素統合之銘之十一之文字、文明八年十一月八日引合目録書焉、但次第少有相違、目六云武内・高良・若宮^{云々}又広田事、同目六仁無之追記之乎、紙數廿五枚有之、文明九年二月日裏打之、又同九月七日若宮長治託宣加之了、同高良御軀事黃紙古記大切之間、以古実加之了、

石清水護国寺権別当法印權大僧都奏清

法印(花押)

先に記述した点についても、奏清はあらためてこの奥書

に記録している。乱丁の料紙を「愚案」をめぐらして、文字を補填し、目録と引き合わせて追記した。目録がない史料も加筆されている場合もあった。またあらたに託宣などを加え、重要な「黄紙」の破損は古実をもって書き加えたと見える。すなわち、校訂作業に関する修理記録の奥書であるとともに、後世の閲覧・利用者が、戦国期における本史料の新たな情報を探るのに正確に把握できるように配慮されているのである⁽²⁵⁾。

ii 筆写作業

次に、奏清による筆写や筆録など、史料情報についての新たな記録化の事例を紹介しておこう。

その1は、「宮寺注進三所御剣袋錦文等事」(「桐」7-18、『叢書』5-323頁)である。本社三所(中御前・西御前・東御前)の御剣袋寸法および錦文に関する、文永10年(1273)の執行法眼俊源注進状からはじまる、「文永年中記」を奏清が筆写したものである。奥書に「享徳三年七月五日写之畢」と記され、筆写の時期がわかる。建武5年(1338)正月20日付け源頼清の御供料寄進状写と指図が、「文永年中記」に補填されている。奏清の裏書には、「私云」とあり「御合供養法」として殿内安置の厨子御扉の左右に御供する作法が註記され、なお文明8年5月18日に某情報をもって、指図の描かれた点が明示されている。奏清の校訂に基づいた筆写・編修方法がよく理解できる。

その2は、「八幡宮寺若宮江御遷坐記」(「桐」7-16、『叢書』5-497頁)である。端裏書に「文明十八年九月十五日三所御軀若宮江遷坐記」とあり、文末には「文明十八年十一月十九日記之 別當法印權大僧都(花押)^{宗清}」と見え、遷坐の勤行については、遷坐の役にあたった親藝・快典・空圓らの口伝に基づいて記述し、若宮社内絵図を画いた点が註記されている。また若宮の御神軀や、文明18年の若宮殿社への遷座役が記載されている。若宮殿社内の指図と鳥居障子に關し、同じく「私云」と「紫宸殿御後中間之障子」と同様と考案し、故実として記す。ただし「不可一定」と、後考を期している点から、校訂・筆録の慎重さが一貫してうかがえる。

その3は、「筥崎宮神璽事」(「桐」6-8、『石清水』2-192~206頁)。すでに、奏清と吉田兼俱との緊密な関係について触れたように、明応3年(1494)正月から3月、筥崎宮神軀(神璽)の調進・勧請についての書状群(同446~460号。ただし451号の後土御門天皇綸旨は同巻子には収められていない)で確かめた。兼俱書状の正文と奏清発給文書の案文を年代順に配列している。なかでも明応3年2月13日付けの奏清書状(同457号)は、同12日付けの兼俱書状の包紙を料紙として写されている。これら一連の文書群は、一括して保

存されていた。奥書には「寛永十年卯月九日加裏打畢、奏清六代孫検校敬清(花押)」と、江戸期に田中敬清によって裏打された点が知られる。「奏清六代孫」と書いたところに、奏清の古文書修理への敬意と、奏清の後継者として、修理・編纂事業を継承する覚悟の程がわかるのである。奏清の功績は、江戸時代前期、田中宗家の子孫・敬清によって顕彰されていたということができる。

iii 編修作業

戦国期における田中奏清の編修作業と、その考え方や意識を確認する上で、着目したい文言が「新撰」である。「石清水八幡宮璽御管御出次第」(「桐」7—13、『叢書』5—475頁、『続叢書』「へ」14は東竹召清の書写)⁽²⁶⁾によれば、奏清は文明12年5月に房済法印から口伝された「御璽出御之次第」(内殿からの御神体の遷座次第)を、同14年3月26日に指図(1枚)として自ら清書し、端裏に「奏清新撰也」と書いている。同じく「八幡宮寺内外殿之間事」(「桐」7—14、同479頁、「へ」29は東竹召清の書写)も房済の図、および田中門跡家の宮寺旧記や快典の説によって解説されている。「奏清新撰」の端裏書はないが、奥書に「此日記者、宗一自筆内殿之指図仁在之、仍写之、文明七年八月昨日 大僧都奏清」とあり、指図の註記に、文明15年3月に挿入の図や長享2年に親藝法印口伝の図と見え、なお本文に「私云」「今案」と、奏清の考案があって、校訂を繰り返し、より完成型に発展させようとする編修の意図がわかる。

また、「石清水八幡宮内外殿勤行記」(「桐」7—19、『叢書』4—463頁、「へ」31は東竹召清の書写)の端裏書に「奏清新撰」と墨書きされている。本史料は、「桐」7—19の写本で、奥書に「文明五年十一月廿日書之訖 法印 権大僧都(花押)」と署判しており、奏清の筆写にかかる。このような写本の作成も、「新撰」と称した奏清の編修事業であった⁽²⁷⁾。本史料の巻末奥には、寛永元年の敬清奥書があり、「奏清真跡」(自筆)に裏打を加えた点が明記されている。

この「新撰」の意識は、確実に後世に継承された。上記の「石清水八幡宮璽御管御出次第」にも「寛永十年三月七日 加裏打畢、相伝 検校敬清(花押)」の巻末奥書がある。敬清の成卷の記録である。「相伝」に執着した田中嫡家の敬清の養子が、「東竹家文書」を編纂した召清である。召清は「當宮縁事抄惣目録 召清新撰」(「東竹殿記録」「杉」5—22、未刊)と書いている。この召清は、敬清の実子・要清に家督を譲った後、東竹家を再興するが、田中宗家・嫡流の「田中家文書」を閲覧し、自ら採録、筆写、編修して、あらたに「當宮縁事抄」を編纂した際に、「新撰」と表記したのである。鎌倉期、田

中宗清の「宮寺縁事抄」にたいして「當宮縁事抄」を新撰したことを強調したものが、「宮寺縁事抄」を修理保存して後世へと伝えた奏清の「新撰」を意識していたに違いない⁽²⁸⁾。

田中奏清の編修作業は、彼自身による歴史的な検証に基づいていた。その例証となるのが【口絵D】である。すなわち、康治2年(1144)4月日付け「沙弥慶度縁」(得度証明書)の版刻文書(「慶清」の自署がある)で、その裏打紙(縦30.4cm 横22.1cm 楷紙)に墨書きされた奏清の註記(『続叢書』(2)「杉」3—2—2、『石清水』2—409頁)である。その奥には、長享2年(1488)10月16日付けで「別当法印大和尚位権大僧都奏清(花押)」との署判がある。

本史料の巻末奥書には、別当道清と、相伝した修理別当宗清の署名があり、紙継目裏に宗清の花押が据えられている。また「長享二年十一月廿三日裏打之」との裏打書から、註記を書いた翌月に裏打されたことがわかる。すでに刊本で翻刻されているので、全文の掲出は割愛するが、田中家の系図などの史料情報を補足しながら、内容を要約しておこう。

慶清(1130~87)一道清(1169~1206)ー宗清(1190~1237)の父子相承と、文書の相伝については先に触れた。中坊法印別当、「田中」と号した慶清だが、父は検校勝清、母は三井寺長吏・四天王寺別当の実慶僧正妹(ともに佐渡守源朝俊の子)である。永暦元年(1160)10月17日に別当宣下、護国寺寺務は16年に及んだ。この度縁は南都における出家戒師のことである。系譜によれば、行慶僧正と伝わっている。本度縁の官符に「法印大和尚位行慶」と「古筆」が残っていたようであり(現在は不明)、戒師は外に考えられない。そもそも行慶は、白河院の皇胤、母は備中守源政長の女子(白河院官女:『尊卑分脈』3巻391頁)、堀河院の舎弟で、櫻井宮僧正と号した。慶清はもと三井寺(園城寺)に住居しており、行慶僧正の門弟・阿闍梨兼勝に師事し真言を学んだといわれる。以上、後代のための「指南」として書き置くものである、と記されている。

慶清の得度戒師の行慶に關し、このように奏清自らの考証に基づいて、後世の田中家子孫にたいし、その意義を知らしめるために教え導いたものであった。修理・保存・編修を通して、史料内容の意義や相伝の価値を究明した点は重要である。田中家相伝の文書群を嫡男が継承することの意味に關し、将来の子孫へと精確に伝達する意図を汲むことができる。すなわち、それが編纂事業の第一義的な課題であったといえよう。

奏清の歴史的な検証は、自身の昇進問題にもかかわっていた。文明4年の後土御門天皇口宣案(「杉」4—9—9、(『石

清水』3—783号)奥に貼られた押紙(縦31.9cm 横19.5cm 楷紙)には、奏清の註記がひとしく墨書きされている。その内容は、権別当の自分が、後土御門宸筆の最勝王経供養の奉行にたいする勅賞によって、権少僧都から権大僧都へと転任する勅許を得た。これは祖先の田中行清(宗清の子息)を初例とする近代稀なることであった。このような田中家曩祖の例をもって言上し、19歳にして勅許を賜ったのである。「于時伝奏広橋大納言綱光卿」と記し、「宮寺之再興、門跡之眉目也」と擲筆した。

応仁・文明の大乱期、王朝儀礼が停止され王権が衰退した時期に、あらためて再興すべき石清水八幡宮の威光および田中門跡家の栄誉を自賛し、賞揚したものであった。

おわりに

鎌倉前期、田中宗清による「宮寺縁事抄」の修史事業は、石清水八幡宮寺の祠官家に相伝された史料群(「身代」にひときわ重宝)に関し、別当・検校職に就くべき田中宗家の正当性および正統性を証明する史料情報の記録化を目的としていた。

今回、研究対象とした戦国期の田中奏清(1454~1496)による古文書修理は、自ら「修覆」(『続叢書』(1)「桐」3—3、「石清水』1—89頁)と書き残した通り、曩祖の宗清が編纂した「宮寺縁事抄」の相伝者としての自覚と責任意識による修理事業であった。奏清の基本的な修理の方針は、「宮寺縁事抄」を中心とする古記録(聖教類)が中心で、手紙(古文書類)の修理については、田中家の所領莊園ないしは本人の書状関連史料の若干を除いては、ほとんど執着していない点にある。

奏清は、10代後半から「宮寺縁事抄」を閲覧し、田中家の存在証明となる史料的な価値および宮寺としての重要性をいち早く認識していた。「雑乱」(脱簡・錯簡)の冊子を校訂しながら継ぎ直し成巻、註記を施すなど、保存を目的とした修理・校訂・編修を自身の意志でおこなった。このように奏清が認知する、いわば〈家伝文書主義〉に基づいた修理の思想は、「余本」や「他本」、「古実」(故実)をもって校訂を繰り返し、可能な限り原本の状態を復元しようとした点、田中家の嫡家が相伝する史料群を正確に継承した点、子孫に適切に伝達し再考を促した点から汲むことができる。とくに「私云」「愚案」「今案」や「推分」「推量」「思惟」の墨書きを掲示するが、「了簡」に及ばざるところは後世に「勘之」「正之」と、子孫らが誤りを正すべきことを明示したように、実証的な探究心、謙虚かつ真摯な態度がうかがえる。かかる奥書・裏書や押紙

の註記などの修理記録は、後世の閲覧者が史料情報を精確に把握できるための手厚い配慮であった。

史料情報の記録・保存・管理に関する奏清の実績は、現在のアーカイブズ学の観点からも、歴史的に評価されるべきものと確信している。かかる奏清の修理事業は、中世文書のアーカイブズ学といつても過言ではないと考える。15世紀後期にあって、記録情報史料学および古文書保存管理学の先駆的な業績だったといえるのである。

惜しまらくは、享年43、壮年にて亡くなつたことである。奏清が長命であれば、「古文書」という用語が一般化する戦国時代に、さらに記録情報の保存のための調査研究が推進されたに違いない。

その遺志は、江戸前期の田中敬清(1601~1640)に引き継がれた。そして、「田中家文書」は、いわば〈家伝文書主義〉に基づいて宗家に受け継がれてきたのである。中世神社文書の最高峰と評価され、国指定重要文化財「石清水八幡宮文書」の基幹となる「田中家文書」が現在に至るまで相伝され、保存・活用されているのは、史料の修理・編修事業に一意専心した奏清や敬清らの功績が大きかったということができる。

戦国期における古文書修理の実態を研究対象とすることは、史料の残存状況からして難しいかも知れない。しかし、史料情報をより多く汲み取るためにには、修理・編修・管理・保存の方法や技術、意識や思想といった観点にも留意する必要があると考える。このような歴史史料論に関し、中世古文書のアーカイブズ学の視座を掲げて、あらためて提言しておきたいとおもう。

〔付記〕

本稿は、石清水八幡宮研究所の調査・研究に基づく成果報告である。田中恆清宮司、田中朋清権宮司、西中道禰宜、田中博志権禰宜の皆様方のご理解とご支援にたいし、深謝申し上げます。また、(株)文化財保存の修理ご担当の皆様、とくに修理にかかわる史料情報を提供して下さった辰巳大輔氏にお礼申し上げます。

註

- (1) 「石清水八幡宮所蔵「當宮縁事抄」の解説と影印」(『東北福祉大学芹沢鉢介美術工芸館 年報』12号、2021年)。なお、【古文書一覧表】通番70は寛元4(か)、同71は光厳上皇院宣写、同宛所は善法寺(家田)明清(か)と訂正する。
- (2) ある考え方や何らかの見解、論理的な構造ないしは思考の体系といった意味でとらえられるとすれば、広義の思想と見なしてよいとおもわれる。歴史資料の保存と修理の思想については、京都文化博物館総合展示図録『保存と修理の文化史』

- (2018年)の森道彦・中野慎之「伝世品について」に書かれた「修理の機縁」「伝世の責任」「技術と思想」「修理の思想と観念」といった分析概念、同『日本の表装』(2016年)での掛軸を中心とした「表装文化」の提唱などは、中世文書のアーカイブズ学に関し、資料情報論の観点から考察する上でも重要な指摘である。
- (3) 拙稿「石清水八幡宮文書の概要」(『石清水八幡宮研究所報』創刊号、2022年)
- (4) 村田正志「解題」(『神道大系 神社編七 石清水』精興社、1988年)
- (5) 同上
- (6) 拙稿「鎌倉時代における石清水八幡宮寺祠官の印章—幸清・宗清・耀清一」(『東北福祉大学芹沢鉢介美術工芸館 年報』9号、2018年)参照。慶清亡きあと、運清が田中家相伝の文書を略取し重要なものを隠匿していた。また、宗清は夭逝した嫡男・章清にたいし、相伝文書は当家の「身代」と同じ貴重な財だから、経典類をもって裏打ちし成巻したと伝えている。なお、耀清が紙背に註記の裏書きをして朱印を捺した点については、上記拙稿で触れた。
- (7) 前掲註(1)拙稿参照
- (8) 同系図には、「行教以下近世ニ至ル紀氏一族ノ詳細ナル系図ナリ、補筆ノ存在モ認メラル」と註記されている。同系図を実見すると、田中家については、文政8年(1825)4月14日29歳卒の農清とその弟妹、彼らの父・由清(弘化2年<1845>大僧正、嘉永2年<1849>71歳卒)までの家督と子女、その昇進などの年次が記されている。刊本では『石清水八幡宮史』首巻に「石清水祠官家系図」として掲載されている。凡例によれば、田中家所伝の系図およびその外の諸家系図を参考、現代(昭和14年<1939>刊)までを追記したものである。なお、国立公文書館所蔵「諸家系図纂」に「石清水八幡宮祠官系図」が収められている。「諸家系図纂」は、徳川光圀の御家人・丸山可澄が、彰考館における「大日本史」編纂の過程で収集し、元禄5年(1692)にまとめた系図集である。
- (9) 花頂院は、『応仁記』に「三井寺御門徒」の「円満院・聖護院・花頂・実相」などと見える。応仁2年(1468)8月8日の兵火により、青蓮院の北方、花頂山などが焼失した際、花頂院も焼失したようだ。「花頂門跡」の所領は、円満院門跡が兼帶した。ちなみに「石清水八幡宮祠官系図」では、奏清の父・生清の師主は「円満院」とあるが、後村上天皇の孫・円悟、後継の円胤、またはその後の尊雅かも知れない。「奏清昇進事」(『続叢書』(1)「杉」4-9、『石清水』3-7頁)には代々「円満院宮御所」において得度してきたが、「近年退転」したので、代わって花頂僧正が奏清の戒師を勤めたと見える。なお、「八幡宮祠官并俗官等系図」(『桐』5-12、未刊)の明徳2年卯月、法印乗清の奥書には「圓満院道恵法親王御母者、光清法印息女也、仍世家記等、彼院家ニ在之云々」と見える。「祠官家系図(田中)」(『宮史』首巻19頁)によれば、鳥羽院皇子道恵法親王は光清女子美濃局の子息・六宮、兄弟には同皇子七宮(青蓮院、天台座主・覺快法親王)が併記されている。
- (10) 德永健太郎翻刻(『尊經閣文庫所蔵 石清水文書』八木書店、所収)
- (11) 奏清を権少僧都、大僧都、別当職に任じた際の後土御門天皇口宣案(782・783・784号)の職事は広橋兼顕であった。奏清は別当補任の御札として兼顕に「灯籠」を贈っている(785号)。「兼顕卿記」(『大日本史料』第8編)や『御湯殿上日記』にも、奏清昇進の記述が管見できる。
- (12) 文明年間の放生会などについて列記しておきたい。
文明元年(1469)11月28日、延引の放生会を追行 / 文明3年7月3日、文明2年沙汰なしの放生会を追行、以降、延引ないしは主に社家の沙汰(上卿なし、宿院・頓宮への神輿神幸なし、社頭祭祀、『宮史』2-682頁)として執行 / 文明11年正月19日、奉幣再興(『宮史』8-512頁)、義尚神馬奉納 / 同11・13年勝仁親王(後柏原天皇)参拝、13年高良社修理(検校田中北増清、別当奏清) / 文明15年8月同10年の放生会追行、下院へ遷座、同16年3月神輿還御、以降、放生会中断
- (13) 拙稿「石清水八幡宮領陸奥国岩城郡好島庄—「飯野家文書」の再検討ー」(『東北福祉大学芹沢鉢介美術工芸館 年報』11号、2020年)
- (14) 阿弥陀院は「男山考古録」(『叢書』1-309頁)に見え、祈年奉幣の発遣使(八幡使)の宿坊になっていたと伝える。『石清水』2-206頁にも阿弥陀院があるが、神輿とともに筑紫へ下向した親藝が阿弥陀院主と考えられる。
- (15) 『神道大系 論説編 卜部神道』上・下、精興社、1985年
- (16) 「石清水八幡宮璽御管御出次第」(『続叢書』(1)「桐」7-13、『叢書』5-475頁)によれば、奏清は文明12年5月に房済法印から口伝された「御璽出御之次第」(内殿からの御正駄の遷座次第)を、同14年3月26日に指図(1枚)にして清書し、端裏に「奏清新撰也」と書いている。
- (17) 『宮史』5に掲出された「田中坊領」および所領「各別」を参照すれば、膝下の境内美豆・河口両郷、山城国狭山郷をはじめとし、戦国期に至るまで保持された荘園諸職の存在がわかる。また、大内氏より安堵された管崎宮領(『石清水』2-486号)や田中家政所代官が徵税した公用年貢(管崎宮検校分)は重要な財源であった(拙著『戦国期の石清水と本願寺』法藏館、2008年、28頁)。
- (18) 文明13年11月「放生会会色衆請定」(『桐』12-13、『石清水』1-64号)、文明14年9月「法華八講飯菜勤仕所司請定」(『桐』12-14、『石清水』1-65号)などの仏事祭祀役も重要である。
- (19) 「桐」6-8-5(『石清水』2-192頁)の端裏書に「明応參二八到」と奏清の墨書がある。なお、奏清の父・生清が明応3年3月、源頼信告文案に「以他本少々点之了」(桐3-3、『田中』1-89頁)と記した通り、明応3年2月に吉田兼俱と面談して、「私云」説を書き留めたのは、生清であった。また、同年11月に「中臣秘聞書」(『桐』11-(33))の内題下に「明応三年甲寅十一月廿六日 卜部兼俱御談」と書いている。父子ともども兼俱との親交があったのである。
- (20) 「桐」1-1(『石清水』5-1頁)などもひとしく裏打紙の表面側に墨書をもって補填している。「宮寺縁事抄第十一」(『桐』9-5、『石清水』5-69頁)の裏打書にも「以他本裏打仁書之」とあり、裏打を施した本紙側の欠損部の裏打紙に補筆していた点は間違いない(刊本符合[]参照)。
- (21) 兩巻に分けて成巻された例はいくつかある。たとえば、「宮寺縁事抄放生会四_{自仁安}至文治本」(『桐』4-11、『石清水』5-331頁)の表紙端書「此一巻雜乱之間統合了 文明二年正月日法印(花押) 延徳三年林鐘上旬裏打之 検校奏清」とあり、巻末の別紙に「文明十六年六月廿六日裏打之分兩卷表書之了為大巻分本末了 法印權大僧都奏清」と見える。分巻は「宮寺縁事抄放生会四末」(『桐』4-12、『石清水』5-346頁)である。なお、奏清の花押は、初期には【口絵B】(文明7年)のように左右に円みをおびた型だが、【口絵C】(文明9年)【口絵A】(文明10年)【口絵D】(長享2年)のように角と脚をもつ角張った型に変化している。
- (22) 本史料における鎌倉期の紙背文書に關し、東京大学史料編纂所DB古文書ユニオンカタログにおいて抽出されている。
- (23) 平成31年度「重要文化財 石清水八幡宮文書の内 桐八一①他 保存修理報告書」25頁
- (24) 湯山賢一『古文書の研究—料紙論・筆跡論』(青史出版、2017年)103頁。なお、日本イエズス会では宣教師に「鳥の子」を配給して使用させたが、それは楮紙の打紙、すなわち楮斐紙のことであつて雁皮ではないと、豊島正之「キリストン文献の和紙」に指摘がある(宍倉佐敏編著『必携 古典籍・古文書料紙事

典』2011年、八木書店、305頁)。

- (25) このような校訂作業の記録も本史料の裏打書・紙継目の随所に見られる。たとえば、「竹院主陽清相伝之記 宗一筆也 云南宮事」(『石清水』5—79頁、東竹陽清〈享徳元年社務検校〉)、「此一枚 此本仁落了^然間先^年」「以他本裏打仁書之」「延徳四年十一月卅日面仁切^入之同打裏了 奏清」(同69頁)、「文明九年続此記了奏清」(同71頁)、「此黄紙元無之子細表仁同前也」(同73頁)など。
- (26) 「菊大路家文書」(旧善法寺家文書)の『続叢書』(3)「へ」14は同(1)「桐」7—13を東竹召清が書写して成巻したもので、外題下に「秘伝奏清記之、直不可拝見」と見える。もと「東竹家文書」が善法寺家に移管された史料のうちの1点である。
- (27) 「桐」6—③の奥書によれば、文明17年6月、宇佐宮神人が伊勢・八幡参詣についてに、田中門跡に立ち寄り宇佐宮託宣2巻を預け、それを奏清が5日間で書写したことが記されている。
- (28) 前掲註(1)拙稿参照